当面11月末までのイベント開催制限の考え方について (概要)

○ **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。

【別紙1】

- **イベントの収容率要件及び人数上限**については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見(適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等)を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 〇 得られた知見等を踏まえた**業種別ガイドラインの見直しを前提**に、**必要な感染防止策が担保される場合**(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」)には緩和することとし、**当面11月末まで**、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① **収容率要件**については、感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については**100%以内**に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については**50%以内**(※)とする。
 - ② **人数上限**については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可**とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント(参加者1,000人 超)の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切 に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要 件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 (* できれば 2 m)	5,000人

時期		収容率		人数上限
当面11月末まで	イベント の類型	大声での歓声・声援等が ないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、 演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、 展示会 等	・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%^(※)以内 (席がない場合は十分な間隔)	(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほう を限度(両方の条件を満たす必要)。

【別紙2】

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。 ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、 「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の 考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン

改訂を呼びかけ

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

○ 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安(収容率及び人数上限の緩和)を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- 消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)
- マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止) マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- 参加者及び出演者の制限(感染リスクの拡散防止) 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、 主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等)
- 参加者の把握(感染リスクの拡散防止) 事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**(COCOA)や**各地域の通知サービス**の ダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること(例:アプリのQRコードを入口に掲示すること等)
- 大声を出さないことの担保(大声の抑止) 大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**(人員を配置する等) スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- 密集の回避(イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止)
 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)や十分な換気
 休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除 **演者・選手等と観客が**催物前後・休憩時間等に**接触しないよう確実な措置を講じる**とともに、接触が防止できない おそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- 催物前後の行動管理(交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止)
 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
 - ※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**する とともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

	©ADIL VIII L				
(1	(1)徹底した感染防止等(収容率100%で開催するための前提)				
1	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布			
2	大声を出さないことの 担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)			
(2	(2)基本的な感染防止等				
3	①~②の奨励	・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)			
4	手洗	・こまめな手洗の奨励			
(5)	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒			
6	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気			
7	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避			
8	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底			
9	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置			
10	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励			
11)	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起			
(3)イベント開催の共通の前提					
11)	入退場やエリア内の行 動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に 検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可			
12	地域の感染状況に応じ た対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応			

(※)本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ(又は個人)間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提)を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント(参加者1,000人超)の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。 入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設(映画館等)についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等 イベントの性質 **入退場や区域内の適切な行動確保**が可(区域が限定) 参加者の**位置が固定**(座席や立ち位置固定) 想定される 【100%以内】 【当面11月末まで 50% 🛞 以内】 イベント及び 大声での歓声・声援等がないことを前提としう 大声での歓声・声援等が想定されるロック、 収容率等 るクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、 ポップコンサート、スポーツイベント、公営競 伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等 技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイ ベント等 次のいずれにも該当するもの。 100%開催の これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱 具体的要件 する等の実態がみられないもの(開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓 声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。 これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行 われうるもの。 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛 り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動(別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提)を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント(参加者1,000人超) の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切 に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率 要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設(美術館、博物館、動植物園、遊園地等)についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	入退場や区域内の適切な行動確保が可能参加者が自由に移動できる名簿等で参加者の把握が可能	入退場や区域内の適切な行動確保が困難参加者が自由に移動できる名簿等で参加者を把握困難
想定される イベント (例)	・ 展示会(人数等を管理できるイベント) ・ 地域の行事	• 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。 	当分の間、十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。